

議案第 42 号

伊賀市市税条例の一部改正について

伊賀市市税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市市税条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例（平成 16 年伊賀市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 11」を「第 10 条の 2 の 10」に改める。

第 95 条中「4,618 円」を「5,262 円」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附則第 16 条の 2 第 1 項中「2,190 円」を「2,495 円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第 24 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 9 条の改正規定 平成 25 年 1 月 1 日

(2) 第 95 条の改正規定及び附則第 16 条の 2 第 1 項の改正規定 平成 25 年 4 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の伊賀市市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係るこの条例による改正前の伊賀市市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。